

# くらしの情報

福祉係からのお知らせ

## ご存知ですか？子どものためのあんな手当、こんな手当

	児童手当	児童扶養手当	特別児童扶養手当
受給できる方	「中学校修了前（3年生）」まで支給されます。支給を受けるには、出生または転入と同時に保護者からの申請が必要です。	次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方、または20歳未満で一定の障がいの状態にある方）の父または母（または養育者）。 ①父母が婚姻を解消した ②父または母が死亡した ③父または母が一定程度の障がいの状態 ④母が婚姻によらないで出産など	20歳未満で、身体や精神に一定の障がいのある児童を育てる父母または養育者。  ※対象児童によって、障害児福祉手当も受給できる可能性がありますので、お問い合わせください。
手当の金額（月額）	【支給月額】 0～3歳未満（一律）15,000円 3歳～小学校修了前（第1子・第2子）10,000円 3歳～小学校修了前（第3子以降）15,000円 中学生（一律）10,000円	児童1人の場合42,000円 児童2人以上の加算額は、2人目5,000円、3人目以降1人につき3,000円。児童の父または母及び同居の親族の所得に応じて減額されます。	障がいの程度 1級の場合51,100円 2級の場合34,030円
支払の時期	2月・6月・10月 （それぞれ4ヵ月分をまとめて支給）	4月・8月・12月 （それぞれ4ヵ月分をまとめて支給）	4月・8月・12月 （それぞれ4ヵ月分をまとめて支給）
現況届の提出について	現況届を6月に提出する必要があります。	現況届を8月に提出する必要があります。	所得状況届を8月に提出する必要があります。
所得制限など	所得制限があり、所得が一定額以上の方には特例給付として月額5,000円と計算されます。所得制限額については、扶養親族の人数により異なります。	所得制限があり、一定額以上の所得がある場合は、減額されたり受けられないことがあります。父子家庭の方も支給対象となります。	所得制限があり、一定額以上の所得がある場合は、受けられないことがあります。また、児童が施設に入所している場合などは対象になりません。

### ・村独自の助成事業

子ども健やか助成	児童養育助成
<p>【受給できる方】村に住所を有する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育する父母または養育者。 ※平成26年4月1日から対象年齢が拡大されました。</p> <p>【助成の対象となる経費】対象児童にかかる病院・歯科・調剤薬局などで支払った保険適用の医療費。</p> <p>【申請の方法】助成金請求申請書に、助成の対象となる医療費の領収書（領収印、児童の名前入り）を添付して申請してください。</p> <p>【支払の時期】毎月（概ね5日締めで翌月25日支払）</p>	<p>【受給できる方】村に住所を有する18歳未満の児童を3人以上養育し、かつ最年少児童が3歳未満である父母または養育者。（最年少児童が3歳に達するまで）</p> <p>【助成金額（月額）】18歳未満の児童1人につき5,000円</p> <p>【支払の時期】3月・7月・11月（それぞれ4ヵ月分をまとめて支給）</p>
子ども健やか助成、児童養育助成ともに所得制限などはありません。	

○問合先／役場住民課福祉係 ☎ 57-2111(内線345)

